

おもちゃの規格の改正案概要（新旧対照表）

指定範囲の拡大

	改正案概要	現行規制概要
指定がん具	<p>1 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ</p> <p>2 次に掲げるおもちゃ うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、<u>がん具アクセサリー</u>、<u>知育がん具（口に接触する可能性のないものを除く。）</u>、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具、<u>その他これらのがん具と組み合わせて遊ぶがん具</u></p> <p><small>（注）指定された玩具については、食品衛生法第62条で準用する第11条第2項の規格を設定していなくても、法第62条で準用する第6条の準用規定により、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いのあるものの販売、製造、輸入、貯蔵、陳列等を禁止することが可能。</small></p>	<p>1 紙、木、竹、ゴム、革、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶製のもので、乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ</p> <p>2 ほおずき</p> <p>3 うつし絵、折り紙、つみき</p> <p>4 次に掲げるおもちゃであって、ゴム、合成樹脂又は金属製のもの 起き上がり、おめん、がらがら、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具（ぜんまい式及び電動式のものを除く。）、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具</p>

規格の改正

個別規格 設定対象	<p>① うつし絵</p> <p>② 折り紙</p> <p>③ ゴム製おしゃぶり</p> <p><u>改④ 塗装</u></p> <p>⑤ ポリ塩化ビニルを主体とする材料</p> <p>⑥ ポリエチレンを主体とする材料</p> <p><u>新⑦ 金属製がん具アクセサリー（乳幼児が飲み込む可能性のある大きさのものに限る。）</u></p>	<p>① うつし絵</p> <p>② 折り紙</p> <p>③ ゴム製おしゃぶり</p> <p>④ 塩化ビニル樹脂塗料</p> <p>⑤ ポリ塩化ビニルを主体とする材料</p> <p>⑥ ポリエチレンを主体とする材料</p>
--------------	---	--

規格	<p>【溶出試験】 Pb : 90 mg/kg (改④、新⑦) Cd : 75 mg/kg (改④) As : 25 mg/kg (改④)</p> <p>(注)玩具の材質 1kg 当たりからの重金属等溶出量の上限。 ①うつつし絵、②折り紙、③ゴム製おしゃぶり、⑤ポリ塩化ビニルを主体とする材料及び⑥ポリエチレンを主体とする材料の規格は変更なし。改④塗装の蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量については、塩化ビニル樹脂を用いた塗装についてのみ④塩化ビニル樹脂塗料の規格を変更せずそのまま使用。④塩化ビニル樹脂塗料に設定されていた重金属の規格は、改④には設定しない。</p>	<p>【溶出試験】 重金属：鉛として1μg/ml以下 (注)試験溶液 1ml(塗料4mgに相当)中の溶出量の上限。 Cd : 0.5μg/ml以下 (④、⑤) As : As₂O₃として0.1μg/ml以下 (①、②、④、⑤、⑥)</p> <p>参考：③についてはZnの溶出規格及びPb、Cdの材質試験あり。</p>
溶出条件	<p>製品による溶出試験 Pb、Cd、Asは0.07mol/L 塩酸：37℃：振とう1時間、静置1時間(改④、新⑦)</p> <p>(注)①うつつし絵、②折り紙、③ゴム製おしゃぶり、⑤ポリ塩化ビニルを主体とする材料及び⑥ポリエチレンを主体とする材料の溶出条件は変更なし。</p>	<p>原材料の溶出試験 ①、②、④、⑤、⑥の重金属、ヒ素及び③の亜鉛は40℃水30分放置 ③の重金属は40℃4%酢酸24時間</p>
試験法	<p>原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法(改④、新⑦)</p> <p>(注)①うつつし絵、②折り紙、③ゴム製おしゃぶり、⑤ポリ塩化ビニルを主体とする材料及び⑥ポリエチレンを主体とする材料の試験法は変更なし。改④塗装の重金属、蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量の試験法については、④塩化ビニル樹脂塗料の試験法を変更せずそのまま準用。</p>	<p>重金属試験及びヒ素の溶出試験は比色法 カドミウム及び亜鉛の溶出試験は原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法</p>
備考		昭和34年厚生省告示第370号